

二〇二六年度大学院(博士後期課程)入学試験問題

(文学研究科 日本史学専攻)

(科目名:第2群 ④古典漢文(日本史学))

受験番号		氏名	
------	--	----	--

2026年2月23日(月)

外国語筆答試験(日本史学専攻)(1/4)

次の(一)～(四)の史料問題のうち二題を選び、各設問に答えなさい。(選択した番号を明記すること)

(一) 次の史料を読んで設問に答えなさい。

(A) 凡市。恒以午時集。日入前。擊鼓三度散。每度各九下。

〔養老關市令〕

(B) 東西市司市司准此。

正一人。署。時使發賣。時物賣時。度置他賣。売賣他物。禁禁非違事。佑一人。令史一人。他長五人。物部廿人。使部十人。直丁一人。

〔養老職員令〕

(C) 相模国司牒 造東大寺司

請国司調郎地仙事

右、得彼司天平勝宝六年正月廿三日牒稱、以天平廿年、憑彼国司、割得仙地、興造倉屋、為寺尤便、願計彼便、欲得相伝、加以、前日寺作西三倉屋、其勞稍多、儼不許相伝、將酬地仙者、国依牒旨、問管八郡司、申云、今称寺地者、遠去朝廷、運送多勞、望請仙物欲買便地者。今依郡司解、請仙如件、仍錄事状、以牒、

天平勝宝七歲五月七日從六位下行大目鬼室虫麻呂

守從五位下藤原朝臣

正六位上行介紀朝臣 稻手

〔大日本古文書〕

(D) 相模国朝集使解 申売賣地事

調郎一町 佐伯宿禰今毛人 得仙錢陸拾貫文

右、得件錢領、売与造東大寺司既畢、但捺印文者、追將申送、仍錄事状、以解、

天平勝宝八歲二月六日權掌足上郡主帳代文部人上

鎌倉郡司代外從八位上勳十等君子伊勢方呂

御浦郡司代大田部重国成

国司史生正八位下茨田連薩毛智

司檢

長官 佐伯宿禰今毛人

主典葛井連根道

〔大日本古文書〕

問一 史料(A)・(B)に記された東西市の組織と職掌、運営について、説明しなさい。

問二 史料(C)の全文を読み下し文(漢字かな交じり文)にしなさい。

問三 史料(D)を現代語訳しなさい。また、本史料と史料(C)との関係を説明しなさい。

問四 構線部①「調郎」について、説明しなさい。

問五 構線部②「佐伯宿禰今毛人」について、説明しなさい。

問六 古代都城における東西市の歴史的変遷と意義について、説明しなさい。

二〇二六年度 大学院(博士後期課程)入学試験問題

(文学研究科 日本史学専攻)

(科目名:第2群 ④古典漢文(日本史学))

受験番号		氏名	
------	--	----	--

2026年2月23日(月)

外国語筆記試験 (日本史学専攻) (2/4)

(二) 次の史料を読んで設問に答えなさい。

和与

東寺領伊与国弓削嶋庄下地以下相分事

一、^①当嶋田畠山林堀延等下地所務以下、相分参分之苞式畢、然者、於参分之式者、一田可為領家分、至参分之苞者、一田可為地頭分矣、

一、^②網場參働所内、苞所嶋尻者、一田可為預所分、苞所針浜浦者、一田可為地頭分、苞所辺屋路嶋者、網以下所出口随出来、預所并地頭可致等分沙汰焉

右、^③当嶋所務以下条々、守正元・永仁御下知等、雜掌宋実与地頭代空勝^{備後守}離番訴陳、断未来之煩、為停止当时之論、所令和与也、^④堅可守以前条々和与之旨、更不可背之、若於違背之者、可被犯罪科、仍和与之状如件、

乾元二年五月十八日

雜掌法橋宋実在判

地頭代左衛門尉佐房在判

(鎌倉遺文)

問一 傍線部①を読み下し文(漢字かな交じり文)に改めなさい。

問二 傍線部②を転記して、訓点を施しなさい。

問三 傍線部③を読み下し文(漢字かな交じり文)に改めなさい。

問四 傍線部④を転記して、訓点を施しなさい。

問五 右の史料全文を、現代語訳しなさい。

二〇二六年度 大学院(博士後期課程) 入学試験問題

(文学研究科 日本史学専攻)

(科目名第2群 ④古典漢文(日本史学))

受験番号		氏名	
------	--	----	--

2026年2月23日(月)

外国語筆答試験 (日本史学専攻) (3/4)

(二) 次の史料を読んで設問に答えなさい。

定

- 一、^①藝公人、^②侍・中間・小者・あらし子に至る迄、去七月奥州江御出勢より以後、新儀二町人・百姓三成候者在之者、其町中・地下人として相改、一切をくへからず、若かくし置二付てへ、其一町一在所可被加御成敗事
- 一、在々百姓等、田畠を打捨、或あきない、或賃仕事二罷出輩有之者、そのものゝ事ハ不及申、地下中可為御成敗、并奉公をも不仕、田畠もつくらざるもの、代官・給人としてかたく相改、をくへからず、若於無其沙汰者、給人過意にへ、其在所めしあけらるべし、為町人・百姓かくし置二おゐてへ、其一郷同一町可為曲言事
- 一、^③侍・小者二よらず、其主に暇を不乞罷出輩、一切不可拘、能々相改、請人をたて可置事、但右者主人有之而、於相届者、互事之条、からめ取、前之主の所へ可相渡、若此御法度を相背、自然其ものにがし候二付てへ、其一人の代二三人首をきらせ、彼相手之所へわたさせらるべし、三人の人代不申付二をいてへ、不被及是非候条、其主人を可被加御成敗事

右条々、所被定置如件、

天正十九年八月廿一日

(豊臣秀吉朱印)

(小早川家文書)

- 問一 傍線部①について説明しなさい。
- 問二 傍線部②を読み下し文(漢字かな交じり文)に直しなさい。
- 問三 二箇条目を現代語訳しなさい。
- 問四 傍線部③を読み下し、すべて平かなで表記しなさい。
- 問五 右の法令を豊臣政権が策布した歴史的背景を説明しなさい。

二〇二六年度 大学院(博士後期課程)入学試験問題

(文学研究科 日本史学専攻)

(科目名:第2群 ④古典漢文(日本史学))

受験番号		氏名	
------	--	----	--

2026年2月23日(月)

外国語筆答試験 (日本史学専攻) (4/4)

(四) 次の史料を読んで設問に答えなさい。

神仏各管長へ

凡制令規則ヲ設ル決シテ膠柱守株頑執可致モノニ無之時々国歩ノ適度ヲ斟酌損益候ハ勿論ニ付追追改正可相成件々モ可有之候得共差当リ今日施設上七年^(一)第拾貳号達面ノ如キモ或ハ其趣旨ヲ誤認シ或ハ一辺ニ就テ其利弊ヲ論シ候者モ有之哉ニ相聞ヘ候^(二)仍テ今般為念左之通及聞示候条此旨能々相弁ヘ可申事

夫教導職ハ各自ノ教義ヲ以テ教導スル者ニテ其管長ハ其部内ノ教義ヲ掌握シ布教上ノ責任ヲ担当スルモノトス故ニ其部内教導職ノ進退専ラ具状申告ヲ得ル勿論ト雖トモ其等級与奪ノ政府ヨリスルモノハ即今日行政上ノ保護ニ出候筋ニ有之就テハ官吏ノ試験場ニ立会検査候儀モ専ラ行政上ノ事ニテ其宗学ノ浅深等級ノ甲乙ヲ鑑定スル主意ニ無之^(三)抑政府ヨリ神仏各宗共信教ノ自由ヲ保護シテ之ヲシテ暢達セシムル以上ハ乃又之ヲシテ行政上ノ裨益ナルモ妨害タラシメス以テ保護ノ終始ヲ完全スル是レ政府ノ教法家ニ対スル所以ニシテ而シテ其教法家ハ信教ノ自由ヲ得テ行政上ノ保護ヲ受クル以上ハ能ク朝旨ノ所在ヲ認め管ニ政治ノ妨害トナラサルニ注意スルノミナラス務テ此人民ヲ着誘シ治化ヲ薫育スルニ至ルヘキ是レ教法家ノ政府ニ報スル所以ノ義務ト謂フヘシ是以当省ヨリ授与セル^(四)三条之教則モ行政上ノ事ニテ其試験立会ノ法ヲ設クル亦此教則ヲ授クルヨリ出候モノニ有之依テハ各管長ニ於テモ其教則ヲ奉体スルヨリシテ曩日十七説等ヲ以試験ノ課程取定度段伺出即当省ニ於テ之ヲ聞届ケ七年^(五)第三拾九号ヲ以各地方官ニ告達シ支梧スル処チカラシムル次第ナリ故ニ立会官員其場ニ臨ムモ必竟布教上弊害ナキヲ証スル為メニテ敢テ其宗義ヲ屈抑スル筋ニ無之教法ヲ布ク者ト教法ヲ受クル者トヲシテ共ニ信教ノ自由ヲ完全ナラシムル保護ノ趣意ニ出候儀ト可心得事

(明治八年十一月二七日教部省口達書)

註 七年^(一) 第拾貳号…教導職試験に地方官員を立ち合わせることを規定

七年^(二) 第三拾九号…教導職試験として三条教則と一七説を課すことを規定

問一 傍線部①をすべて平仮名で記しなさい。

問二 傍線部②を現代語訳しなさい。

問三 傍線部③に示された「信教の自由」の概念の問題点について、知るところを述べなさい。

問四 傍線部④について、知るところを述べなさい。